

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。</p> <p><u>2 災害弔慰金を支給する遺族の順位は、死亡した者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にするものとし、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</u></p> <p>(1) <u>配偶者</u></p> <p>(2) <u>子</u></p> <p>(3) <u>父母</u></p> <p>(4) <u>孫</u></p> <p>(5) <u>祖父母</u></p> <p><u>3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。</u></p> <p><u>4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの項の規定にかかわらず、第2項各号に掲げる遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。</u></p> <p><u>5 死亡した者に係る第2項各号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあつて、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるとき</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、<u>その順位は、次に掲げる順序とする。</u></p> <p>(1) <u>死亡した者の死亡当時において、死亡した者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</u></p> <p>(2) <u>前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。</u></p> <p><u>イ 配偶者</u></p> <p><u>ロ 子</u></p> <p><u>ハ 父母</u></p> <p><u>ニ 孫</u></p> <p><u>ホ 祖父母</u></p> <p><u>2 〔同左〕</u></p> <p><u>3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。</u></p> <p>〔新設〕</p>

は、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。この場合における災害弔慰金の支給の順位は、死亡した者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた兄弟姉妹を先にし、その他の兄弟姉妹を後にする。

6 第2項から前項までの場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。